

総行行第12号
国不入企第39号
令和5年1月16日

各都道府県担当部局長 殿
（市区町村担当課、財政担当課、契約担当課扱い）
各都道府県議会事務局長 殿
（議会事務局扱い）
各指定都市担当部局長 殿
（財政担当課、契約担当課扱い）
各指定都市議会事務局長 殿
（議会事務局扱い）

総務省自治行政局行政課長
（公印省略）

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
（公印省略）

「地方公共団体における公共工事の施工時期の平準化に関する取組の
「見える化」を踏まえた更なる取組の推進について」の別添資料の
訂正について

「地方公共団体における公共工事の施工時期の平準化に関する取組の「見える化」を踏まえた更なる取組の推進について」（令和5年1月11日付け総行行第368号・国不入企第38号）の別添1及び別添2について、資料内容に誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

別添1のうち地方公共団体別の「「さしすせそ」の取組状況」（14～112ページ）について、令和3年度のデータを用いるべきところ、令和2年度のデータを用いて資料作成を行ったことにより、誤りが生じました。

このほか、別添1の116ページ及び別添2の表についても一部に誤りがありました。

本通知の別添1及び別添2が修正後のものでございますので、お詫びして訂正いたします。

各都道府県においては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対してもこの旨を周知願います。